平成３０年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第14号）							
招集年月日	平成３０年９月４日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	平成30年9月14日　午前10時00分		議長	山口和幸		
	散会	平成30年9月14日　午後 2時44分		議長	山口和幸		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　16名 欠席　0名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○	
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○	
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○	
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○	
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○	
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○	
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○	
	8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	１３番　久保田　久男　　１４番　溝口　峰男						
出席した議会書記	事務局長　大林　弘幸　　事務局書記　林　敬一						
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別	
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○	
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○	
	総務課長	土肥克也	○	会計管理者	田中伸明	○	
	企画財政課長	片山守	○	農林振興課長	甲斐真也	○	
	税務課長	那須正吾	○	商工観光課長	北口俊朗	○	
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○	
	生活福祉課長	上村哲夫	○	上下水道課長	深水光伸	○	
	高齢福祉課長	出田茂	○	農業委員会事務局長	船津宏	○	
	健康推進課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						

議事日程（第１４号）

日程第　１	認定第　１号	平成２９年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　２	認定第　２号	平成２９年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３	認定第　３号	平成２９年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４	認定第　４号	平成２９年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	認定第　５号	平成２９年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定について
日程第　６	認定第　６号	平成２９年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７	認定第　７号	平成２９年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	認定第　８号	平成２９年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９	報告第１３号	平成２９年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１０	報告第１４号	平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第１１	報告第１５号	平成２９年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第１２	報告第１６号	権利の放棄について
日程第１３	報告第１７号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第１４	議案第２４号	平成３０年度あさぎり町一般会計補正予算（第７号）について
日程第１５	要望第　４号	「百太郎溝沿線通学路の拡幅改善要望書」について
日程第１６	要望第　１号	「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について

本日の会議に付した事件

日程第　１	認定第　１号	平成２９年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　２	認定第　２号	平成２９年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３	認定第　３号	平成２９年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４	認定第　４号	平成２９年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	認定第　５号	平成２９年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定について
日程第　６	認定第　６号	平成２９年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７	認定第　７号	平成２９年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	認定第　８号	平成２９年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９	報告第１３号	平成２９年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１０	報告第１４号	平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第１１	報告第１５号	平成２９年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第１２	報告第１６号	権利の放棄について
日程第１３	報告第１７号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第１４	議案第２４号	平成３０年度あさぎり町一般会計補正予算（第７号）について
日程第１５	要望第　４号	「百太郎溝沿線通学路の拡幅改善要望書」について

日程第１６　　要望第　１号　「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について

午前１０時　開　議

●議会事務局長（大林　弘幸君）　起立願います。礼、おはようございます。着席ください。

◎議長（山口　和幸君）　ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　認定第１号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１、認定第１号、平成２９年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。町長。

●町長（愛甲　一典君）　皆さんおはようございます。本日最終日どうぞよろしくお願いいたします。先般の一般質問の説明の中でですね、１４番議員のほうから質問いただいておりました、決算認定、決算認定ですね、決算認定の中で、１４番議員から質問いただいておりました社会福祉協議会の監査状況についてどうなってるかということでありましたけれども、ここについては規定に基づきましてですね、指定管理の間の間内で1回は監査を行うこととなっておりましてですね、２９年度は行っておりませんが、今年度の後半、１１月以降にですね、この監査については予定しているということでありましたので、そのことを私からお伝えいたします。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　おはようございます。総務課からは、一昨日の決算認定の説明質疑の中で、１４番議員から求められた資料について皆さん方にお示したいと思います。今お送りしました。職員数の推移についてでございます。定員管理の中で、今までの職員数の推移について示すことを要請されましたので、平成２０年から平成３０年まで、常勤職員・再任用職員・非常勤職員・臨時任用職員・人材派遣業務請負、それぞれの職員数を示した表でございます。また、次ページをお願いいたします。次ページにつきましては、平成２９年度における各職員の業務内容まで示したものでございます。以上、皆様方にお示しいたします。また補足の説明をさせていただきます。この件につきましても１４番議員から御質疑がありました、土砂警戒災害区域の中の関係者数というものを質疑いただきました。私のほうからは、関係世帯１７５世帯は申し上げたところですが、世帯員数については手持ちがないということで本日、ないということで、本日になりました。関係世帯員は５２８名いらっしゃるということになっております。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　会計管理者。

●会計課長（田中　伸明君）　おはようございます。会計課からは、一般会計の決算認定におきまして、１４番議員からゴルフ会員権の預託金返還請求訴訟費用返納金について御質問がございました。これまでの経緯の説明ということでございましたので、追加答弁をさせていただきます。経費ですが、町が保有する熊本クラウンゴルフクラブの会員権預託金について、預託金の返還請求を求めた訴訟に参加するということから、平成２８年３月議会におきまして、訴えの提起についての議案及び訴訟費用２０万円の予算について提案をし可決をされております。これにより、同年７月、熊本クラウンゴルフクラブを守る会事務局代表を選定当事者として、町は委託料２０万円を支出、預託金返還請求訴訟に参加をいたしました。翌平成２９年４月、町が支出した訴訟費用２０万円は、違法または不当な支出であるとする住民監査請求があり、その監査にお

いて、町が参加した訴訟事件は、議会で議決された訴訟事件と異なり、議決の効力が及ばず、町の訴訟参加は法に違反すると判断されました。これによりまして、監査委員から町が支払った２０万円は違法な支出であり、町長は町へ返還するよう勧告がなされ、同年６月町長により、町が支出した委託料２０万円と、書類の郵送料として支出した６８２円、合わせて２０万６８２円が町に返還されております。また町は訴訟の取り下げを決定し、埼玉地方裁判所において訴えの取下書が受理され、同年９月８日に第一審の判決が言い渡されております。なお、選定当事者に預けておりましたゴルフ場の会員資格保証書は返却をいただいておりますので、会計課のほうで保管をしているところでございます。以上がこれまでの経緯でございます。またその後の裁判の行方でございますが、町は取り下げによって既に裁判に参加しておりませんので、その後の情報については入ってきていないという状況でございます。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　税務課長。

●税務課長（那須　正吾君）　はい、おはようございます。決算認定のほうで３番議員より、町税の収入未済額の人数を教えてくれということでしたので御報告申し上げます。まず個人住民税の現年度分、６９名です。それから過年度分７８名、それから法人住民税現年度分５名、過年度分８名、それから固定資産税現年度分８５名、過年度分１０７名、軽自動車税現年度分２４名、過年度分３３名でございます。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　町民課長。

●町民課長（宮原　恵美子さん）　おはようございます。町民課からは、決算認定につきまして２点のことにつきについて答弁をさせていただきます。まず８番議員からの御質問でございました決算書６１ページの環境保全費、節１３委託料の不燃物選別及び処分運搬業務委託の中で、不燃ごみ収集量が約１１０トン、そのうちの約６１トンが資源物として分別されましたという説明をさせていただきました。その中で、その資源物の６１トンはどこの収入になるのかという御質問でございました。これにつきましては、有限会社カナイとの業務委託契約を締結いたしておりますが、委託している業務内容が、受託業者に搬入された家庭系不燃ごみの中から資源有価物を選別し、残った不燃ごみをクリーンプラザへ処理運搬する業務で、委託料も選別作業費とクリーンプラザへの運搬費に対して支出をいたしております。御質問の分別された資源物の収入につきましては、受託業者の収入となっております。町としましても、ごみの量を削減し循環型社会の構築に寄与するために、この事業に取り組んでおり、不燃ごみ６１トンの削減によりまして２２０万円の削減効果となっております。次に１０番議員からの成果説明書７ページの資源有価物回収事業の中で、覚井婦人会１４０円の内訳についてお尋ねをいただきました。交付金の額は回収重量１キログラムにつき７円でございまして、覚井婦人会は、アルミ缶２０キロ分ということで１４０円の交付を行ったところです。議員から地区の婦人会活動の中で取り組んでみたいということを言っていただきまして、ありがたいことと感謝いたしております。御協力いただく場合は、まず、本事業の推進協力団体の登録申請をしていただき、資源有価物について直接免田リサイクルステーションのほうへ搬入いただくことになります。どうぞよろしくお願いいたします。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村　哲夫君）　はい、おはようございます。それでは、１１番議員並びに１番議員からの質疑の答弁、決算認定の質疑の追加答弁をさせていただきたいと思います。まず、１１番議員から養育医療費の治療期間が年度をまたぐ場合の支払い根拠についてお尋ねがございました。養育医療費の支払い関係についての大まかな流れにつきましては、まず出産後、保護者が養育医療券を町に申請を行いまして、町の認定資格審査後に交付を行いますが、受診した指定医療機関は国民健康保険団体連合会や、社会保険支払い基金へ医療費の請求を行い、レセプトの審査後に公費負担分の請求につきましては、国保連から支払い基金から町に請求書が届くと言ったような大まかな流れになります。町は添付されている明細書によりまして入院

日数や所得に応じた保護者負担金を決定して子供医療給付費から養育医療費の保護者負担金として、支出を行っております。最終的な支払いまでには相応の期間を要しますので、２月、３月の時期にかけて入院された場合、処理内容の確認などの事務処理上の理由によりまして、２カ月程度おくれる場合が実際あっております。この場合における、現年度会計での処理の根拠につきましては、地方自治法施行令第１４２条に個々の収入、次の第１４３条に支出がいずれかの会計年度に所属するのかが規定されております。歳出の扶助費の支出の場合におきましては、支出負担行為を行った日の属する年度に所属することが規定されておりまして、この根拠によりまして、４月１日以降の請求があった場合には、当該年度会計で対応しているということでございます。次に、同じく１１番議員から温泉施設指定管理委託料の返還金について質疑がございました。平成２８年度指定管理委託料の返還金につきましては、あさぎり町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の規定によりまして、指定管理委託料の支払い関係について経費や収入の正確な見積もりが困難な場合、または経費が大きく増減することが見込まれる場合などの場合において、あらかじめ協議を行った上で生産を行うことは可能ということになっております。昨年度一般会計決算における温泉施設指定管理委託料返還金、４２１万3，０００円につきましては、このことに基づきまして、平成２８年度の指定管理委託料の精算を行った結果、返還金が生じたものとなっております。ただいま配信いたしております資料により説明をさせていただきたいと思います。３施設、ヘルシーランドそれからふれあい福祉センター、高齢福祉課所管の高山荘、の返還金の内訳につきましては、返還金の合計の欄でヘルシーランドがそれぞれ施設ですけれども、１２３万5，０００円。ふれあい福祉センターが２９４万4，０００円。高山荘が3万4，０００円となっております。それぞれの理由につきましては、次ページ以降のそれぞれの施設ごとのページで決算明細表に網掛けをしている部分で、記載いたしておりますけれども、ヘルシーランドとふれあい福祉センターが管理業務職員の人件費、燃料費につきましての申請額と実績額との差額、高山荘が人件費の差額となっております。人件費につきましては、当初予定していた職員の配置変更と非常勤職員の給与で、燃料費につきましてはA重油の価格単価の変動での残額が生じたということによるものとなっております。また、３施設の単年度収支につきましては、最初の表の中ほどの列に記載しておりますけれども、ヘルシーランドが７２万7，５８９円。ふれあい福祉センターが４０７万3，７５０円。高山荘が7万1，９２９円、合計４０７万３，７５０円の残金となりました。説明いたしましたように委託者との協議の結果に基づく昨年度返還金は４２１万3，０００円ですので、その差額６６万２６８円は、委託先である社会福祉協議会へ残る計算となります。議員の御質問の中にもありましたが、それぞれの施設ごとの収支の残額と返還金額の差額は、ヘルシーランドがヘルシーランドにおきましては５０万7，４１１円の赤字となりますが、３施設のトータル、合計金額では６６万２６８円が社会福祉協議会に残るということになりますので、協議を行った結果、委託先の了承得た上での返還金額となった次第でございます。最後に、１番、市岡議員より、放課後児童クラブの現状実態等についてのお尋ねがございました。町内には七つの放課後児童クラブが運営されております。いずれの施設も国県町、それぞれの対象事業の３分の１ずつの負担割合となって、補助金の負担割合となっておりますけれども、国県補助金を歳入で受けまして、放課後児童健全育成事業補助金を各クラブに交付をいたしております。昨年度予算におきましては、国の放課後児童クラブへの支援が強化されまして、運営に関する補助基準額の増額、または従事する支援員の経験などに応じた待遇、失礼しました。処遇改善加算でございますが、それらの理由によりまして、第９号補正予算で４８５万円の追加補正を議決いただいております。合計額2，１７４万4，５９８円の補助金交付実績となっております。放課後児童クラブの基準につきましては、国の省令に準じまして、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例によりまして、職員の要件、設備の基準、開所日数などの運営規程を定めております。施設のキャパシティーという点での規定内容につきましては、児童１人当たりの基準面積がおおむね１．６５㎡以上と規

定をされております。町内七つのクラブにおきましては、利用定員は7クラブ合計で２３５人となっております。多いクラブで５０名、少ないクラブで２０名の定員といったような状況です。実施場所につきましても、保育園内、学校内及び外の専用施設、公共施設利用などさまざまですけれども、いずれのクラブも運営に関する基準を満たしておりまして、利用児童数についても平成２８年度の１９６人、５月１日現在で２３１人となっておりまして、年度により若干の増減の変動があってるような状況となっております。ちなみに本日ですけれども、県を通じて、さらに基準額の増額、補助金の増額等の通知が参っておりますので、これにつきましては、補助金の申請の手続を踏まえて補正予算対応となります。その節はよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐　真也君）　はい、おはようございます。決算認定の中で、農林振興所管課分で追加答弁をさせていただきたいと思います。タブレットの資料により説明をさせていただきたいと思います。まず８番議員のほうから質問がありました球磨川漁協が行う稚魚放流の状況調査についてということで質問いただきました。ごらんのように、この表によりますと、水上村からあさぎり町までと錦町のほうでヤマメの放流が行われているような状況です。その他の市町村におきましては、鮎の放流が行われているような状況となっております。次に、鳥獣被害の状況でなんですけれども、ごらんの上の表にありますように、年度ごとの被害額の状況が掲載されておりまして、２７年度から右側の２７年度から２８年度にかけましては、若干の減少に転じているというような状況で、県のほうから報告をいただいております。まだ下の表の棒グラフにつきましては、中ほどに球磨地域が掲載されておりますけれども、やはり7割近くのになっておりますが、この資料と黄緑ですね、シカと猿が多くなってきているような状況になっております。続きまして、これはこの被害額の表はあさぎり町内の被害額となります。これは、この数値につきましては、下のほうの米印にありますように、ＪＡ、農業共済からの被害状況報告というふうになっております。猿と、アナグマとかがゼロとなって言っているような状況ですけれども、町への被害額等の報告はほとんどありませんけれども、目撃情報で特に猿やアナグマについては、多数の連絡があっているというような状況となっておりますが、被害状況としますと、こういうふうなゼロというふうな状況になっているところでございます。続きまして狩猟の種類で何頭ばかりいるのかということで質問があっておりましたが、上の表が各捕獲隊の捕獲状況になっております。それと下の表に罠と銃の捕獲状況がありますけれども、罠で５６４頭、銃で４５２頭というふうな状況となっております。続きまして１４番議員のほうから質問がありました林業関係についての収支状況につきましては、今回、財産区で管理されていた山林も含めまして、町内すべての山林が町有林として管理を行うこととなりましたので、平成２９年度の決算書の中から、林業関係の収入と支出の数値をまとめたもので報告をさせていただきたいと思います。左側のほうが収入となりまして、入山手数料から雑入を含めた、すいません失礼しました。１４番議員のほうから質問がありました林業関係についての収支状況につきまして、今回、財産区での管理されていた山林も含めまして、町内すべての山林が町有林として管理を行うこととなりましたので、平成２９年度の決算書の中から、林業関係の収入と支出の数値をまとめたもので報告をさせていただきたいと思います。左側が収入となりますが、入山手数料から雑入までを含めまして、下１番下にありますように3億5，６７７万5，０００円となっております。それから右のほうが、林業総務費から、鳥獣被害防止対策事業費までで、合計の3億4，３８１万1，０００円というふうになっております。歳入につきましては、交付税関係の措置もとられているとは思いますけれども、今回は、林業関係に特化した予算が決算書の中から、洗い出したものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（山口　和幸君）　商工観光課長。

●商工観光課長（北口　俊朗君）　おはようございます。商工観光課より２点、決算審議において質問があり

ましたのでお答えしたいと思います。まず、２番議員から、販路開拓強化事業で新しい販路と新商品開発について御質問がございました。新規の販路といたしまして、商談会を通して、取引が始まったもの、主なものですけれども、山田電器山田モール、これはネット販売になりますけれども、平成２９年の１２月より取引が始まっております。もう一つがオンワード樫山オンワードマルシェ、これもネット販売ですけれども、平成３０年の２月より取引が開始されております。そして新商品の開発ですけれども、２点、シイタケの加工品、それとビーツの粉末ドリンクこういったものが挙げられるところです。次に２点目ですけれども、５番議員のほうから、ふるさと振興社の経営状況についての中で、本日の日程第１の報告第１５号と前後いたしますけれども、振興社の損益計算書の中で、１番の売上高の２番目で環境整備売上高７４１万６，７３８円につきまして、これにつきましては、御指摘のとおり、ごみ袋の売上高となっておりました。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　建設課長。

●建設課長（大藪　哲夫君）　はい、おはようございます。建設課より決算認定につきまして、１４番議員より、町道今井中学校線の歩道整備についての進捗状況と今後の計画、それから、小河川、準用河川の整備についてお尋ねがございました。１点目の今井中学校線、進捗状況と今後の計画についてでございますが、今井中学校線の歩道整備の計画総延長が約５９０メートルでございます。平成２９年度までに２３０メートルの歩道整備が完了しており、進捗率は３９％でございます。３０年におきまして約８０メートルの用地の相談を計画しております。用地相談ができましたら、次年度以降に歩道整備の工事の予算化をお願いすることとしております。残り２８０メートルにつきましては、引き続き用地の相談を行ってまいりたいと考えております。２点目でございます。次に、小河川、準用河川の整備についてでございますが、その整備のための調査につきましては、国や県の治水対策の取り組み等をまず確認をしてみたいと思います。そして、現地の調査を行う場合には、財政的な問題もございますので、国県からの手当があるかどうかを含め、調べましてから進めてまいりたいと思います。続きまして、１０番議員より、決算審査意見書の２５ページ、公営住宅の管理状況の中で、町営住宅の現在の空き状況についてお尋ねがございました。平成２９年度末の空屋の合計は１１戸でございましたが、現在は、免田地区が５戸、岡原地区が３戸、合計８戸となっております。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　おはようございます。教育課からは２番議員から御質問がございました自治体国際化協会に対する２１万６，０００円の負担金についての御質問でございました。あさぎり町の教育委員会ではＡＬＴを３名任用しておりますけれども、その任用に際しまして自治体国際化協会クレアのＪＥＴ事業を通して任用をしております。外国青年招致事業に係る人員、員割会費として７万２，０００円掛けるの３人分ということで、２１万６，０００円をお支払いしているものでございます。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに補足説明はありませんか。ありませんね。それでは、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（１番　市岡　貴純君）　はい、おはようございます。１番、市岡です。では農林振興課に１点総括でお伺いいたします。ページは６９ページになります。こちらですね、農業後継者育成指導費ということで、ＪＡの青壮年、そして女性の会、また２番議員も申されたとおり認定農業者も今後っていうことですね、さまざまあったかと思います。私のほうではちょっとここには記載はありませんけれども、球磨あさぎりの中にもですね。球磨郡を代表した組織、４Ｈクラブあることは御存じかと思いますけれども、これに関して、今後ですね、現在町はどうかかわっているのか、そして活動状況を把握されているのか、やはりあの町の若手農業者の年齢制限等ありますけれども、あると思います。その中で、今現状をいま一度お伺いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐　真也君）　はい、４Ｈクラブ関係につきましては、現在県のほうで事務局をしていただいてですね、行事が行われているところでございますけど、年に１度の総会というものがありまして、その中で４Ｈクラブの方々といろいろ意見交換を交わさせていただいております。それ以外に、県の大会とかがありますけれども、そういったところで昨年度はですね、こちらの球磨地域の４Ｈクラブの方々が、成績もよくてですね、そういった懇親会を行うということで、我々の課からもですね、担当者、その農産係といいますか、そういった職員がみんな出向いて、いろいろと話を聞かせていただいたところでもあります。そういったところでそういった農家の方々とのですね、かかわりも、いろいろ事業を通じて行っているところでございますけれども、今後もやはり会員のですね、数が若干少のうございますので、その辺も考えながら、新規就農者の方々に対しましては、そういった４Ｈクラブへの勧誘なども進められればというふうに考えているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　市岡議員。

○議員（１番　市岡　貴純君）　はい、会員が少ないと。現在どれ位ということで把握されておりますか。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐　真也君）　前回のちょっと総会のときに見たときには１０名前後だったと思いますけれども、はっきりした人数につきましては確認できておりません。

◎議長（山口　和幸君）　市岡議員。

○議員（１番　市岡　貴純君）　まとめて話します。現在ですね、あさぎり町１名と聞いております。全体で９名、各地方に、私も以前ですね、ここにはお世話になった１人でもございます。そのときには、もっと活気あるような活動した記憶がございます。ぜひですね、この４Ｈクラブ、いま１度掘り上げてですね、しっかりと把握をされていただいて、県の活動ということでありますけれども、やはり今後を担う若手の育成につながることだと私は思っております。この件に関してもしっかりと把握されて、３０年度３１年度のですね、反映できるような取り組みを、今一度考えてみなさんですね考えていただきたいと思っております。答弁お願いします。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐　真也君）　はい、議員おっしゃられたようにですね、やはり今後の後継者というか、今後の農業を担っていただく方々ですので、その辺はまた確認しながら農林振興課としましても、会員の確保もですね含めながら、事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。小出議員。

○議員（６番　小出　高明君）　はい、６番、小出です。商工観光課、７９ページのですね、備考のふるさと振興社助成金２５０万のところですが、ふるさと振興社のですね、今後のあり方については、特別委員会を設置し、いろいろ議論を重ねているところですが、旧上村時代から、私は関わってきた者の１人として、この振興社、運営に補助金や起債を借りて事業の拡大を図ってきたことは、町にとって決して私はマイナスじゃないと思うわけです。例えば農産物の直売、また大豆の振興、推奨商品ですかね、そういった開発など、いろいろと今までしてきたわけですが、これからも町の経済振興を図る上でその存在というのは大変大きな役割を果たしていく会社だと私は思っています。町長は、町長になられて就任以来１０年余りこの振興社に関わってこられたわけですが、今正直どのように振興社に対して感じておられるのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい。はい、ふるさと振興社につきましてはですね、議員の皆さん方からもいろいろと意見、アドバイスをですね、この１０年間いただきながら進めてまいりました。振興社としてですね、

やっぱりどうあるべきかということで、やっぱりその独立して採算をもってですね、自分たちの力で会社を運営していく姿をいろんな形でそうなるようにですね、努力を続けてきたところでございます。そういうことで町からの販売支援とかいろんな支援もありますけど、経営的な支援として、私が就任時６５０万前後あったと思っておりますけど、やはりあの２年度、３年度、町長就任後３年後ぐらいだったと思いますけど、これはやっぱり一つの目標としてですね。この経営的な支援分の６５０万円前後あったと思いますけど、これについては、毎年５０万ずつ減額をしてですね、そしてその独立に向けて取り組みますという宣言をして進めてきたところでございます。いろいろ紆余曲折がありましたけど、ほぼその内容に沿ってですね、現在まで何とか取り組んできました。ただまだそうは言ってもですね、これを今後ともしっかりと独立して運営していくには、まだまだ相当の乗り越える大きなですね、課題があると、そう簡単にはできないということであります。しかしながら、そういう中で、今後この進めていくかっていうのは、しっかりと議会の皆さんのですね、意向も確認しながら、私としては前向きに検討していきたいなと思ってるところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　小出議員。

○議員（６番　小出　高明君）　以前ですね、議員と取締役との意見交換会があったわけですが、そのときも非常に取締役の方のやる気というのを感じたわけです。いろいろ問題等もありますが、いろいろ改善も図りながら、ぜひとも存続に向けて頑張っていただきたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、取締役の方にはですね、相当みずからですね、地元の農産物を使って、それを加工して販売するということで、少しずつですね、やっぱ時間をかけて頑張ってこられましたので、販売が今拡大しつつあるという状況になってきているところでございます。こういったですね、もう常々考えますのは、農産物あるいは牛肉、畜産にもそうでありますけど、やっぱこう地元で加工して付加価値をつけて販売していくと。そこに加工するために、幾分かのお金がまたあさぎり町の中で回ってきますのでですね。そういった取り組みを私はやはりあさぎり町としてもですね、継続して行うべきだろうと思っております。ほかにもふるさと振興社が担っている役割はなかなか町としても重要な事項を持っておりますのでですね。私は私の考え方としては、ふるさと振興社はぜひですね、議員の皆様にも理解いただいて、残していただいてですね、本当にあの町の多くの産業の活性化の一助、支援する会社としてですね、進めていきたいと思っております。

◎議長（山口　和幸君）　答弁いいです。ほかに。森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　７番です。６番議員に関連してございますけれども、町長のそういった決意をなされましたけれども、県のほうでもですね、県南フードバレー構想ということで打ち出しておりますので、そこあたりのかかわりはどういったお考えをお持ちでしょうか。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、おっしゃるとおりですね、県南フードバレーのほうはですね、この県南がなかなか電気あるいは自動車関係の製造業はないということでですね、農産物を力を入れていくことで、八代の方にフードバレーのですね、取り組みの一つとして、さまざまな食品加工あるいはいろんな分析の機械入れているところでございます。そこにいろんな方が商品開発を尋ねていかれるわけですけど、今度はそこだけでは回らなくてですね。やはりその小ロット生産をできるところが余りないことからですね、県南フードバレーのところにいかれた農産物加工その他のことをなされる方が、これはあさぎり町のふるさと振興社にこういう設備があるので、そちらのほうで一遍問い合わせていかれたらいかがですかという、そういうふうな県南フードバレーからあさぎりの振興社に対してですね、紹介も何度となくあっているところでございます。そういうことをですね、県のほうも振興社の持っている機能をですね、かなり理解してくれております

ので、もう少しさらにですね、私どもの持ってる機材等をしっかりとフードバレーの方にも説明してですね。こういうのがあるのでということで、フードバレーの県南フードバレーの方とですね連携して、さらにですね、進めていければと思っております。

◎議長（山口　和幸君）　森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　そういったことで思いがあると思いますので、私もですね、なかなかこうそういった加工施設も含めたところの施設はなかなかこう、県外からですね、遠地でなかなか参入されない現状だと思います。大きな施設でＪＡ関連の会社がございますけれども、それに特化したところが多ございますので、なかなかそういう小回りがきかない業種と言いますか、そういったところはやっぱし町としても地場産業を育成するためにはぜひ必要じゃないかと思いますので、そういったところで農業関連も含めてですけれども、今後そういった加工も含めたところでの振興社の取締役としてどうお考えをお持ちでしょうか。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、おっしゃるとおりですね、先ほども申しましたけど、いかに付加価値をつけて外に向かって出荷するか、付加価値をつけてていうところはそこにこの町でお金が回ることになりますのでですね、これはＪＡさんともですね、協力しながら、やっていきたいと思います。特にですね、やっぱり大豆関係の商品がですね、これを中心に過去振興社相当やってきて、なかなか収支面で大変だったんですけど、今でもみそ加工とかしっかりやっていただいてましてですね、健康と幸福というところ健康の部分で、みそ加工とか含めてですね、やはりなんて言いますかね、地元産を使ったものをしっかりとつくり、自分たちで食べる、そしてできればそれを外に売る。味噌に限らないんですけど、こういったところですね、やっぱ行うことで、町の一つの仕事の広がりの可能性があるんだろうと思います。そういうことですね。いろんな多分野の仕事はしておりますけど、やはりできるだけその振興社の業務内容を整理してですね、本当に町の活性化につながる部分をですね、しっかりと見きわめながら進めていくということで進めていきたいと考えております。

◎議長（山口　和幸君）　森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　それでは最後に、ぜひとも昔から比べると、そういった助成投資等ももう抑制されてますし、今後長い目で見たときのそうした通した効果は必ずこう反映されると思いますので、そういった決意を持たれて取り組んでいただけると思います。答弁はよろしゅうございます。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、本当に議員の皆様方もですね、これは振興社については本当にいろんな場面で意見提案もいただいてますので、しっかりとですね、その辺のところたどりながら、町の一つの活性化のための役割をですね、しっかりと担う会社ということで取り組んでいきたいと、新たな決意を持って進めていきたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。久保議員。

○議員（５番　久保　尚人君）　５番、久保です。３４ページの目６財産管理費についてお伺いします。財務財産管理において、公有財産利活用審議会の答申を受けると、７００万以上でしたですね、あります。その審議会のメンバーのお１人からですね、審議する内容がまちづくりに直接影響を与えるような高度な判断を要する件案もふえており、専門的な知識がない私どもがその発言するには、抵抗があると、こういう話を聞いております。審議会の委員選定において専門家も入れていいというふうになっておりますけれども、委員会に専門家を入れることでですね、専門的なその知識を各委員に培っていただいて、会議全体の議論を深めていただくということができないかというのをお聞きします。また、入れることがもしできないとおっしゃるようであれば、せめてですね専門家を招いた勉強会を開くなどして、審議会メンバーとしての知識と見識

を高めていただくようなことが必要ではないかなと思っております。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、公有財産利活用審議会につきましてですが、これは設置条例の中で、当然識見を有する者の方、者を選任することとなっているところでございます。規定に基づきまして、町といたしましては、それぞれのかかわっていただく団体の代表の方々等を選任しているところでございます。昨年度につきましては、５回の審議を行っていただいたところでございます。その中には、確かに議員おっしゃる事案も、あるということは事実でございまして、ですが、その中でもいろんなその識見と言いますか持っていらっしゃる知識の中から協議をいただいたと私は認識しているところでございます。ですが、さらに専門性のある方を入れるというものも可能ではございますが、まずは今、選任してさせていただいております皆様方に審議をいただきまして、議員御提案いただきました専門家の方からの研修といいますか、指導を受けるということは、今後考えていくことは可能だと思いますので、そこにつきましては、是非、議員の皆様方と一緒に公共財産の公有財産の利活用について進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　久保議員。

○議員（５番　久保　尚人君）　はい、委員会に入れることができないというのであればですね、せめて勉強会を頻繁に開いていただいて、やはり、委員の皆さんが自信を持って発言できるようにならんといかんと思うんですよ。それにはやはり勉強せんといかんわけですけれども、その勉強の場というのは、普通の生活の中ではなかなかないことです。ですのでぜひそういう場をつくっていただいて、議員も一緒に勉強させていただければと思いますので、是非、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、執行部といたしましても、ぜひ取り組んでいただきたい、いきたいと考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに、加賀山議員。

○議員（３番　加賀山　瑞津子さん）　３番、加賀山です。ページは７９ページ、商工観光課管轄になると思います。商工費の町の商工会補助金関連になると思いますが、国道沿いの街灯の保安維持保安等、街灯ですね、街灯の保安維持の確認ていうのはどのようにされていらっしゃるでしょうか。最近ですね、あの地震台風とかで電柱とか大木の倒木とかニュースで見たときに、街灯が免田時代と聞いておりますので、非常に安全性とかも気になっておりますが。

◎議長（山口　和幸君）　商工観光課長。

●商工観光課長（北口　俊朗君）　はい、商店街の街灯につきましては、商工観光課のほうで管理しておりまして、商工会補助金には全く含まれておりません。施設商工施設管理費の電気料の中で、電気代を払い、修繕料の中で、球の取りかえ等を行っております。なお、あれがですねもう既に２０年以上経過しておりまして、もうそろそろ更新の時期、そして水銀灯がですねもう使えないということになりますので、取りかえの球もなくなるということで、今後、取りかえ更新につきましては、検討していく必要があると思います。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　加賀山議員。

○議員（３番　加賀山　瑞津子さん）　はい、同僚議員のほうからも以前質問もありました。私もですね先日築地から下乙まで、昼と夜車で走ってみましたけれど、かなりやっぱこうライトがですね、ＬＥＤと比べると明るくないっていうのもあるんですけれど、もう１点街灯の下のほうにですね、二つこうライトがあって、上にあさぎり町というのがあった下にですね、各お店の名前が書いてございますけれど、数えましたら、３分の２はもう今お店を閉めてらっしゃるぐらいでした。今町長は商工会、ＪＡと連携をとって調整を進めて

いらっしゃいますし今商工観光課長からそろそろ更新の時期ていうことが出ておりますけど、これはもうあの課だけではない町長いかがですか。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　確かにですね私も、気にはなってましたけど、今加賀山３番議員が言われましたように詳しく、そういう目ではちょっと見ておりませんでした。確かに街灯ですねもう２０数年たってますし、しかも今担当課が言ったように、交換する電球もないというふうなこと言ってますので、一気にはできないかもしれませんけどですね、町の中心部から段階的に、交換するほうでですね、次年度以降進めていくべきだろうと思いますので、それは今後来年度のですね、一部予算化に向けて検討してみたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　商工観光課長。

●商工観光課長（北口　俊朗君）　街路灯の取りつけた経緯につきましてはですね、旧免田町のときに、商店の商店と商工会で折半、要するに私有地に建ってる街灯もあれば、国道敷に建ってる街灯もあるということで、非常にそこら辺の整備も必要ですし、その当時は店舗があったものが、現在はないっていうのがそのまま残っている状況にあると思います。ですから非常にまた、街路自体の間隔等も考えながら、計画していかなければならないと思っております。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　加賀山議員。

○議員（３番　加賀山　瑞津子さん）　はい、やっぱしほかからお見えになったときに、結構多良木はですね、１．８キロメートルずっと直線道路という形だもんですから、すずらんの街灯がばーっと見えるイメージからいきなりあさぎりの築地ていうか多良木との際とのあたりからですね、急に何かかくんとちょっと寂しい状況っていうのは通られるとですねおわかりになると思いますし、是非、前向きじゃなくて、来年度っていうところで取り組んでいただければと思います。

◎議長（山口　和幸君）　答弁は。商工観光課長。

●商工観光課長（北口　俊朗君）　はい、以前調査もしたことありますので、例えば、補助事業等を探したところで検討していきたいと思います。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　ここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０４分

◎議長（山口　和幸君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（１３番　久保田　久男君）　はい、１３番です。ページは成果説明書２２ページ、これあの私の決算審査のときの取り上げた件ですが、中山間の交付金事業と多面的交付金事業のことについて伺いたいと思いますが、資料を。

◎議長（山口　和幸君）　みんな来てますよ。

○議員（１３番　久保田　久男君）　実はですね、一昨日人吉新聞にですね中山間地域等直接支払い制度については、錦町と議会が県のほうにですね、要望書を出されたということでございます。特認基準の緩和要望ということでやったわけですが、この特認基準の緩和と、このことについてですね、担当課長にちょっと説明をお願いしたいと思います。それから総務課に関連しますので１点伺いたいと思います。さっきの決算審査の中で、２番議員のほうからですね、これあの成果説明書の２８ページですが、文化財保存管理事業についてということで、議論があったわけですが、この中でですね、私も今回の一般質問にも取り上げておりました社務所の件も取り上げました。その件で、結局行き着くところは、政教分離この、これに行き着くわけ

ですね。それで、なかなかその整備等ができないということでございます。ございました。そこでですね、まず、政教分離に関する政教分離の原則というのがあるわけですが、これについてこれについてのですね、町としての見解といいますか、そこら辺をまずもって伺いたいと思います。まず２点。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農業振興課長（甲斐　真也君）　はい、御質問の中山間地域等支払い制度のですね、特認関係ですけれども、あさぎり町におきましては、過疎地域等の指定を受けておりまして、中山間制度事業、多面的制度事業につきましては、従来の従来どおり、事業が取り組まれているような状況にあります。隣の錦町におきましては、この過疎地域等の指定がないということで、特認地域として認めていただきまして、特認基準というのものが設けられております。錦町におきましては、現在、特認地域となった過疎地域ではありませんが、熊本県の特認地域として認められており、急傾斜地については、この多面的支払い制度の交付対象地域というふうになっております。ただ面積は少のうございます。その中で、この緩やかな傾斜地ですね、その辺をどうにかこの特認基準の中で緩めていただけないかというようなことで、今回県のほうへ申請をされているような状況にあります。あさぎり町としましてはそういった特認地域とか特認基準というようなものは存在しませんので、錦町独特のこういう特認というような呼び名で言われているような状況になっております。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、政教分離の原則に関する町の考えなんですが、まず政教分離というものは、憲法に規定されているということは、以前もお話しさせていただきました。憲法の規定の中で、国または地方公共団体、自治体は、いかなる宗教を行ってはいけないということはもちろんでございます。また、宗教活動に対して勧奨することもまた支援することもできないと。いわゆる宗教の自由を阻害することはあってはならないというものでございます。それを受けて町の公金をそういう活動に支出してはならないという規定があるものでございます。ですから、町といたしましては、憲法に規定する政教分離の原則をきちっと遵守するということは当然なことだと考えているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい、ただいまの総務課長のほうからも答弁がございましたけれども、教育課のほうといたしましては、いわゆる建造物等につきましては、つきまして文化的価値があるものについては指定をし、その保護を行っていくというところでの文化財の保護を行っていくという部分での事業を行っているところでございます。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　久保田議員。

○議員（１３番　久保田　久男君）　特認基準についてはわかりました。確かにですね、錦町は過疎地域指定されてないということで大変あの御苦労されておると思います。他町村が取り組んでる事業がなかなかあのできないということで、あろうと思います。その中にあって結局農家からの要望を受けてですね、町としてもう動かれたということだろうと思います。ただ私が先般取り上げましたのは、錦町からすると、あさぎりはまだ恵まれていると言われればそれまでなんですが、今現在、やはり町内において、中山間地域多面的事業の中でやっぱり格差が、不公平感というか格差があるんですよね。現実として。そこをですね、やっぱり特に球磨川以北無土地改良区地帯においてはですね、平たん部にも、それなりの格差地域もありますが、もっとですね中山間の指定を受けられるようなですね緩和をですよね、緩和要望ていいますか、これをですね、町としてやっぱり動くべきじゃないかなと思います。私が先般取り上げましたのは、中山間地域に多面的はかぶせられると。そうすることで、事業費分をふやして取り組むということでありますが、多面的区域を中山間をかぶせることはできないわけですよね。まず中山間区域にならないと、多面的もかぶせられませんので、それをやっていかないと私はいつまでたってもていいますか、今後ますます格差が広がっていくという

思いがしてなりません。もっと議会としても動きたいと思いますし、町としてもですね執行部としても、県国に対してですね、積極的に動いていただきたいということであります。２点目の政教分離の関連ですが、これはもう総務課長が言われたとおりだろうと思います、もう言われたら、もうああそうですかと引き下がりたいところですが、その国と原則としてその憲法にうたわれているのは、国家と宗教、政府と宗教団体ということにうたわれているわけですよね、主旨は、この政教分離のこの関係はですね。私は国家レベルぐらいでおさえとかないと今から地方は本当に寂れていく、消滅していくというのはもう目に見えてると思うんですよ。この法があることによってですね、うまくここをくぐり抜けるといいますか、やるためにはやっぱり町としての独自のですね、何か方策はないものかですね。そうしないと先ほどから出ました文化財保護といいますか、指定未指定の文化財にしてもですね、ほとんど宗教に無関係な文化財はないと思うんですよ。そこら辺をうまく観光であったりいろんな形の中で、周辺整備も含めてですね、これまで整備されてきたと思うんですよ。整備されてきたならですね、今後まだ整備されてないとこについても、もっと工夫しながらですね、やれる方法があるんじゃないかと思うわけですが、よろしくお願いします。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　えーとですね、まず今２件のお尋ねがありました、いわゆるその球磨川北部のですね、のほうが非常に農業経営が厳しいと。確かに川辺川利水もですね、限定的なことにとどまって今動いております。確かに水がなくて、さまざまな計画的な営農がやりにくい地域ですよね。ここは今言われましたように、川辺川利水がもうどういうどこまで行うかっていうのは確定をしてですね、進んでいきます。今後、３年から５年かけて、いろんな、その間に、国県が整備すべき事項を進めていくという中でありますので、特にその中で私たちが継続していってるのは、ただそのハード的な整備ではなく、そこでどういう農産物をつくって営農の成果を上げていくかというとこまで、県国は踏み込んでほしいという要望もしているとこでございます。今度はですね、言われたように、さらに北部川北の皆さんとですねまた意見交換等しながらですね、今、今要望しないと、もう二、三年でいろんな工事が確定してしまうとですね、もうまさにチャンスが遠のく場面だと思いますので、そこは町としてですね、担当課とともに、さらに一歩進めた検討してみたいと思います。それから政教分離の話でありますけど、まさに議員が言われるとおりですね、ここのところはどこまで、これを明確な区分けしていくのかという部分が難しいとこであろうと、それは思っております。ただですね。過去町がですね、社寺、いわゆる神社仏閣等を周辺の応援した部分もありますので、そういったところ含めてですね、どこまで、今後そういった所が支援できるかっていうのは、内部的にも、今後もっと検討していかないかん場面だろうなというふうに話し合っているところでございます。ですから、今回一つのですね、須恵の旧村社のですね社務所的な部分をどうするかという提示を受けてますので、ここは今言いましたように、もう少し町としてこういった整備をどこまでやるかやらないかというところについてはですね、十分に協議してみたいと思いますので、基本段階では、そういうことで回答とさせいただきます。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐　真也君）　はい、先ほど中山間関係のほうで質問がありましたけど、過疎地域でないところが、この該当する基準に該当するような条件としましてはですね、農業生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域の中で、農業従事者の割合とか、農業従事者の減少率について、県平均以上とか、いうような条件等がありまして、こういった特認地域とかが出て出てきております。あさぎり町としましては過疎地域として認められている指定されているところでもありますが、その辺もですね、考えながらもう一度、県のほうのほうにも話をしてみていきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　久保田議員。

○議員（１３番　久保田　久男君）　はい、最後です。町長が川辺川土地改良のことを触れました。本当にたぶん皆さん方から見られてもですね、あの地帯が何で中山間地帯に入らんのかというのがもう正直なところだと思います。何とかですね傾斜によっての地形ですのでこれはもうどうしようもないということがあろうかもしれませんが、そこら辺をですね、要するに利水事業が頓挫したということによってのやっぱりなんといいますか、もう国は幕引きをやろうとしておりますが、そこら辺をですね、もっと市町村町村会でも含めてですね、やっていただきたいと思います。それから政教分離の件、文化財の保護についてですが、私たちの神社はですね、諏訪阿蘇神社というわけですが、昔の方はもうお諏訪さんて言ってるんですね。さんづけなんですよね。深田の神社、深田阿蘇神社は若宮神社と若宮さんてさんづけなんですよね。やっぱり本当に地元に密着したそういう場所であると思うんですよ。指定されて、文化財として指定されてもですね、守っていくのは地元の人間なんですよね。地元の住民が守っていかないことには、こういう神社仏閣等もですね、残っていけないわけですので、何とかですね、町のほうで方策を考えられてですね、やって末代まで残っていくようにですね、やっていただきたいと思います。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　難波議員。

○議員（２番　難波　文美さん）　はい、１３番議員の、２点目のですね、文化財についての、総括質問に関連して発言をさせていただきます。政教分離のことはよく存じております。もう一つ信教の自由というのもございます。三つの基礎構造で成り立っているんですけれども、その一つ内心の自由というものがあります。いかなる宗教を信じるのも信じないのも一切自由ということで、皆さんも御存じかと思うんですけれども、この信教の自由というのは、先人の多年にわたる多大な犠牲の上に獲得されてきた尊い権利でございます。そして私たち日本人にとっては大切な精神的な遺産であります。地域住民の絶えざる努力によって守り続けなければならないものです。１３番議員の発言にもございましたように、完全にこの分離主義が定着してしまえば、全国各地にあるミッションスクール、キリスト教系や仏教系、新興宗教系などたくさんございますが、この学校を国が助成することも、あるいは仏教の建物、建築や仏教美術品会とか仏像、これも国が国宝とか重要文化財に指定して保護することもできなくなると私は思います。そもそも神道というものが宗教であるというのもいかがでしょうか。一般に宗教とされるものとの神道の大きな違い、これは古来からの日本人の考え方の体系化されたものである。ということではないでしょうか、自然を恐れ敬い大切にする豊作に感謝する。先祖を敬うなど日本人として超自然に身についている考えを形にして残している。これが神道であり、日本人である以上は、このような考えを少なからず持っており、御飯を残さず食べなさいとかですね、食べ物を大切にしなさい、水を大切にしなさいと小さい時から皆さん教えられて育ってると思います。その考えを完全に生活の中から排除、分離させるということは日本人であることを捨てるという意味になってしまうと思います。繰り返しになりますが、日本全国にある地蔵尊、馬頭観音などの石仏、大小さまざまな神社、これらは地域住民の精神的な糧、行事を通じて共同体コミュニケーションを営む拠点となっております。特定の宗教を意識して、その神社に集まる住民はほとんどいないのではないでしょうか。各市町村の行政組合で維持管理運営をしている火葬場、病院や警察署の中にある冷暗室の仏具類まで違憲となるような、この考えは非現実的であると思います。以上のように、現在の憲法が私たち住民の暮らしに適合しない点も多くあります。限界があるということを私たち一人一人も知っておくべきだと思います。今回は須恵地区の諏訪神社社務所トイレの改修ということで、この話が出てきたわけですけれども、神道には入れてハレとケガレという考えがございます。トイレは不浄のものということで、ケガレに分類されております。そこで神社の中には内部にはトイレは作ってないわけでございます。このように、地域住民だけではなくて、須恵地区を通られる他町村の多くの方たちが使用できるような施設、こういうものにとってはですね、もっと知恵を出して何らかの取り組みによって、改修や維持管理ができないかを検討すべきだと強く思いまして、追加で発

言をさせていただきました。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　追加発言ありがとうございました。確かにおっしゃるとおりですね。この政教分離というそのものが、どういうことを目的にですね、なされているのか。でも、古代からある神社仏閣、さまざまな住民がよりどころにするところはどうですねそこを見方を変えて、今後維持していくのかということですよね。今発言された内容についてはですね、私たちもしっかりと受けとめてですね、よくよく参考にして、今後考えてみたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。橋本議員。

○議員（４番　橋本　誠君）　４番、橋本です。一点のことについてお伺いします。主要施策の成果説明書のページ２７、須恵小学校、深田小学校、あさぎり中学校のトイレ改修がされてですね、その際問題がありました。問題があったというか、結露の問題がありましたですよね。その後、そういうことがあったのか、そのまた１年間通して不具合とかいうのがなかったかをちょっと伺います。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい、結露の件に関しましては深田小学校が特にひどかったという話を聞いておりました。その後でございますが、一応換気扇をですね、２４時間つけていただくように一応してお願いをしておりましたけれども、その後結露が発生したという報告は受けておりませんので、あの日１日特にひどかった日でしたので、その部分での結露があったものというふうに認識をしております。それから、トイレ等の不具合と児童また先生方から、こういうふうにしてほしいといった意見も、ただいまのところ聞いてないところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　橋本議員。

○議員（４番　橋本　誠君）　今ですね、節先ほど言われましたように、雨やらがちょっと降って多いですから、トイレばかいじゃなしにですね、学校内ほかの学校内もありますんで、その面滑ったりという可能性もありますんでそのことも考えていただきたいし、今回提起したのはですね、私の一般質問にありましたとおり専門性、十分注意してあればですね、そういう点も十二分にわかったと思います。だからそこの部分をですね、十分注意していただいて、今後はですね、そういうですね、前もってわかるようなことは、できるような専門性の業者を選択していただければと思います。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、工事施工における、専門性の確保ということでございます。工事を発注する際に指名を業者の選定を行います。その際には、企業が持つ客観的な要素から判断することになりますので、引き続きその工事に対しての適切な工事が施工ができるような業者を選定してまいりたいと考えております。

◎議長（山口　和幸君）　永井議員。

○議員（９番　永井　英治君）　はい、９番です。１点についてお尋ねをいたします。ページは１５ページのですね、Ｂ＆Ｇの海洋センター使用料、プールの使用料ですね。というところがありますけども、数字的なところではなくて、夏休みの小学校のプールの利用というところで質問をさせていただきます。現在数年前から全国でプールの死亡事故等があっておるという理由からかなんかよくは私も詳しくわかりませんが、今あの現在うちのあさぎり町内の小学校はＰＴＡの責任において、夏休みは使用するということになっておると思います。その中でですね免田小学校におきましては、保護者のうちに救急救命の研修会を受けた人、そしてその保護者が監視に行ける人、の子供さんだけがプール、免田小学校のプールを使っていいと。そういったところになっておるようでございます。というところでですね、あのよその学校はちょっと違うという

ことを聞きましたけども、免田小学校におきましてはそういうことで、なかなか保護者が監視員で、仕事を休んで行ける人がなかなか少ないということを聞いております。聞きましたらば全校生徒の半分もいかないと。何分の１かよくわかりませんが、数字的なところわかりませんが、夏休みの小学校のプールを使用して利用できる子供さんはもうほんの数えるだけということを聞いております。こういったことがですね、現在夏休みあたりは昔から言いますプール、私たちの時代は川でございました。そういったところで水に親しんで泳ぐ、水でいろいろな運動する、そういったことで体力の向上の一つの大きな手段といいますか、そういったところになっておったと思います。そういったことを考えたらですね、これをただいまＰＴＡの方たちだけに、責任においてということでですね、ＰＴＡ方たちだけに投げかけておいて果たしていいんだろうかと私は考えております。まずはそういったところの現状とか、教育長。教育課長。どちらでもいいです。いかがなものでしょうか。

◎議長（山口　和幸君）　教育長。

●教育長（米良　隆夫君）　では皆さんこんにちは。今９番議員からお尋ねがありましたけれども、本当にあの水泳は、地上ではできない運動でございますし、そして全身運動ということで非常にこう体力を向上させる運動としては非常に効果のある運動ともものというふうに考えております。普通の授業の中には、やっぱりこう学習訓練をしてますので、子供たちはきちんとした態度の中で及ぶんですけども、ただやっぱり夏季休業中となりますとやっぱり開放感から自由に泳ぐというような、状況が見られますが、しかし自由に及ぶということもこれも大切なことの一つなんですけども、ただそこからやはり水難事故というふうなことにもつながっていきます。そこでやはり、命を守るっていうようなことで監視員というのは必要なわけですが、その監視員も、やはり救急等の研修を受けていないとなかなか急には対応できないと。私も毎年研修会を受けましたけれども、年に１回ですのでやっぱり忘れてしまいます。やはりこう継続した研修も大事なんですけれども、やはり複数での監視というのは私も大事かなというふうに思っております。９番議員がおっしゃったように、やっぱりそういうような研修に行かれないところの子供さんがやっぱりこう水泳がなかなか難しいとできないという状況があるようですので、ここは今後こう検討していくべきかなというふうに私は思っております。とにかく子供たちが楽しく泳いでもらうような、システムを考えていかなければいけないかなというふうに思っております。私からは以上です。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい、プールの今ＰＴＡのほうに開放しております。で、１年前か２年前に９番議員のほうからも、こういったこの質問があったと思いますけれども、それを受けまして教育委員会のほうでも、他の学校の状況を把握いたしまして、免田小については、講習を受けた方で監視ができる方の児童のみが小学校のプールを使用するということでございました。で、委員会としていたしましてもＰＴＡの代表の方にですね、他の学校の状況はこうですということはお伝えいたしまして子供さん、児童のですね、プールの使用についての考慮をちょっとお願いできないでしょうかということを申し上げたことはございました。ただ、そのＰＴＡの中での免田小のＰＴＡの中で協議をされて今現在も続けておられるものと思っております。で、今教育長からもお話がありましたとおり、今後どういった部分でどこまでですね、教育課としても入っていけるかという部分もありますけれども、やはり命にかかわることでございますのでその辺は慎重に検討していきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　永井議員。

○議員（９番　永井　英治君）　はい、そのようですね。私もですねＰＴＡの方たちが決められたことに対してですね、外部からとやかく言うことは全くありませんけども、私も結局Ｂ＆Ｇプールが永才にあります。そこを使ったら、免田小学校を使えない人たちがですね、そこを使ったらいいよということもあるんですけ

ども、なかなか物理的にこう遠いところ、久鹿、大正、八幡、吉井、築地ですか。そういったところの子供さんたちがなかなか遠くてですねな現実的に通えるような状況ではないということでですね、これ、私もいろいろ考えまして、Ｂ＆Ｇを使ったらいいよと思うならばですね、例えば、例えばですよ。例えば、スクールバスを１週間のうちの２回か３回でもいいから、例えば免田小学校あたりから午後の午後の二、三時間をめどにして使わせていただくとか、そういったことがですね私もいいアイデアは、名案は、本当にあの浮かびませんけども、そういったことをですね体力の向上とかいろいろなことを、とにかく行政が、そのままＰＴＡに任せますと言ってこれでいいのかなというのはですね心の中でいつも思っておりますので、そこのところですね、本当にあの行政それから私たち、そしてＰＴＡの方たち、こうアイデアを出しながらですね、子供たちのために子供たちの体力の向上、教育のために頑張っていかなければいけないと思っておりますが教育長いかがですか。最後すいません。

◎議長（山口　和幸君）　教育長。

●教育長（米良　隆夫君）　はい、先ほど述べましたように、本当にあの水泳というのは体力の向上も含めまして、教育的効果も非常に高い運動でございますので、やはり子供たち一人一人がやっぱり楽しく水泳ができるような、方策をやっぱり検討していきたいというふうに思っておりますので、まだ皆さんがたにもいろいろこうお知恵をいただければというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。小見田議員。

○議員（１１番　小見田　和行君）　１１番です。１点についてお伺いいたします。ページは１１６ページの実質収支に関する調書にでございますけど、行財政改革プランによりまして、収支改善額が掲げてございます。この中の人の改革、組織の改革、財政構造の改革、事務事業の改革とわけてございますが、２９年度においてこの４つの改革の中で、どれだけの金額が改革されて、実質的な実質収支が計上されているのかということが一つとですね、今あの公共施設等の総合管理計画においての公共施設の更新費用というのがですね、非常に問題視されておりますが、当町におきましても４０年間において５４４．１億円を年間平均で１３．６億円となっております。これは大きな負担となっていくわけなんですけど、これが単年度収支に今反映されるのか、されないとすれば、いつごろからこれを反映して実質収支を出していくのか、その２点について伺いたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　まず１点目の行財政改革プランで掲げる、人の改革。この中には当然職員数、定員適正化計画、また人件費の抑制というものがございます。で、２９年度の決算におきましての、効果額といいますか、前年度との比較の額を、申し述べさせていただきたいと思います。昨年度これすべての特別会計も含めた職員の人件費ということで御理解ください。昨年度１９０名の職員に対して給与を支払いました。で、前年度比較といたしまして、削減額が１億１，０００万。の削減となっております。２９年度人件費が給与費の支出総額は、１４億８，１００万。大変失礼しました。それは一般会計でございました。総会計すべての会計で申し上げます。すべての会計での職員給与費の決算額が、１５億６，９００万でございました。２８年度に比較しまして１億１，４００万の削減となったものでございます。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　企画財政課長。

●企画財政課長（片山　守君）　はい、行政改革におけるプランでの収支改善の部分なんですけれども、人の改革についてはですね、計画がありますので、具体的に出ますけれども、この計画にありますほかの改革についてはですね、なかなか難しいところでございます。で今回の、実質収支額の４億８，０００万につきましてはですね、１番大きい部分につきましては、計画時と比べて、普通交付税額が大分違うという部分が１番大きいのかなと考えているところでございます。計画における普通交付税への額が、２９年度４４億円で

ございます。実際、２９年度が４６億円程度でございますので、その分で2億円ぐらいの実質収支額が出てるというところでございます。すいませんもう1点目は、

◎議長（山口　和幸君）　小見田議員。

○議員（１１番　小見田　和行君）　公共施設等の総合管理計画の中の施設のですね、施設の更新等にかける費用がですね、通常の。施設管理計画ができてますですね。その中においての建設系公共施設の更新費用がございますね。この４０年間で５４４．１億円ということで見積もってございます。このままいけばですね。年平均で１３．６億円がもう結局その費用としてあるということで、実質上から計上されて、そういうふうになっておりますけど、ここあたりはですね、決算の中に、生かされているのかどうかですね。で、基準財政需要額の中に、これが入るのか入らないのか。多分今はその新公会計の準備段階というところでしょうから入らないんだろうと思うんですけど、これが実際的に新公会計に入った場合に、１３億6，０００万ですかね。これが入ってくるわけなんでしょうね。だからそれは今入ってないということであるならば、この先々ですね３２年度に大体改正公会計の整うっておっしゃいましたかね。で、それだと収支改善策あたりの行革プランあたりも、単年度収支あたりのところも随分変わってくるんだろうって思うんですよ。だからその辺のところの考察まで合わせてお聞きしたいと思って質問したわけでございます。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、総合管理計画の中で、将来の更新費用の見通し、議員がおっしゃったとおり見通しを算定しているところでございます。で、この見通しにつきましては、今年度の決算この実質収支等に関しては含めてないということでございます。で、総合管理計画の中で、今後、今所有する公共施設の改修が、必要になってくると、耐用年数等に応じて同じ規模を維持するためにはこのような経費が今後発生して、４０年間では５４４億円という試算になっているところでございます。で、算定されたことに対して、当然、このような費用は賄うことは考えられませんので、それに向けた個別の施設の管理計画を３２年度までに策定すると。いうことで考えているということでございます。ですから、そのような、個別計画が策定した際には、当然行財政改革プランの中でも示すことにはなるというふうに認識しているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　小見田議員。

○議員（１１番　小見田　和行君）　この第3次行革プランの中には３２年度までしかありませんので、個別計画も３０年度で完成をするということで、３３年度先のことを話すのもなんなんですけど、やはりおっしゃったように建設系の個別計画において再編してですね、いくはするものの、今のマックスの金額とまではいかなくてもそういうかなりの金額の負担が生じるわけでございまして、それを考えて３２年度までの財政運営もしていかればないと思うんですよね。だから、そこ辺のところの見通しを立てて、来年度予算を組まれていくかですよね。で、この状況だとそういう今の平均でいくと１３億6，０００万はもう全く経費として入ってないということでございますので、その辺のところもやっぱりもうあと４、５年先を見据えた財政運営については、やはりもう視野に入れるべきだと思っておるんですけどいかがお考えでしょうか、町長。

◎議長（山口　和幸君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４７分

再開　午前１１時４７分

◎議長（山口　和幸君）　再開します。企画財政課長。

●企画財政課長（片山　守君）　はい、新町建設計画が、新町建設計画じゃなかですね。行革プランの中で３

２年度までということと、公共施設管理計画の中の１３．６億円っていう部分なんですけれども、１３．６億円がかかるということで、公共施設管理計画の見直しというかその個別計画をしていくという部分があると思っております。現在のところは、このままだと１３．６億円かかるけれども、それを長寿命化というか、長寿命化させることで圧縮していこうという計画、計画というか考え方でございますので、ここの部分については、今後のですね、個別計画の中で、個別計画の積み上げによって出てくるのかなと思っておるところでございます。で、先ほど公会計との関連も言われましたが、この部分については公会計云々というよりも公共施設総合管理計画のですね、中でという形になると思います。公会計の中で今、２８年度の決算の状況をこの間報告したということでありますけれども、この中にその層の部分に近い話がですね、有形固定資産の減価償却率というのがあります。これが今５５．２６ということで、これが施設の老朽化具合を示す数値ということでございますので、老朽化はしているんだけれども、まだそんなに高い数字なのか高い数字じゃないのかまだその、この間言いましたとおり比較対象がなかもんですから、ないもんで、比較できないところでございますけれども、この辺の数字が、各市町村出揃えばですね、あさぎり町の状況がわかってくるのかなと考えているところでございます。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　小見田議員。

○議員（１１番　小見田　和行君）　ここには財務諸表の公表というコピーを持ってきたんですけど、その５５．２６という有形固定資産の減価償却率というのが古いのか新しいのか私もわかりませんよ。よそと比較しておりませんので。やはりあのこういうのが出てくる来てる以上はですね、今まではもう全くその更新に係る費用とかを、今までの行政の決算の予算の中においては、今まで盛り込んではいなかったんですね。要は今後こういうものが基準財政需要額の中に入ってくるんであれば、やっぱりその財政の見通し、見通しもやはりそのすべて１３．６億円というのは最大のところでしょうからその再編をして、できるだけこれにならないように、今後の個別計画なり、いろんなことで努力されることはわかっておるんですけど、やはりそのゼロにはなりませんので、そこ辺のところはやっぱり財政に盛り込んでいくことはやっぱり確保した事業といいますかね単年度収支が少なくなる方向になることは間違いないと思いますから、そこへんに対する見通しちゅうのは、見通しというか備えというのはもうそんなに今からでも早く過ぎないかなと思ってこれを聞いているわけでございまして、それに対する考え方を一応総括だったんで聞きました。

◎議長（山口　和幸君）　企画財政課長。

●企画財政課長（片山　守君）　はい、ありがとうございます。非常に難しいところでございまして、今まで入ってなかったかというと、それぞれ維持管理がありますので、そういった中でも入っていたということはあると思います。ただその、実際問題としていろんな建物の建てかえという部分につきましては、それぞれの年度で計画があった場合に、予算の中に組み込んでいくという形になりますので、計画がない部分についてはなかなか突然の経費が発生したりですね、そういった部分もあったのかなと考えております。今後は、公共施設総合管理計画の中で、その計画の中でもですね、例えば、これは一遍に更新した場合の更新することを割ったときに１３．６億円でございますので、まず、新年度ごとにいろいろな修理費とかですね、長寿命化の経費とか、建てかえの経費とかがかかってくると思いますので、そこは何とも難しいところでございますけれども、今後はその計画のでき上がりを見て財政計画の中には盛り込んでいくという形なのかなと考えているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　総括ということで資料の中に成果説明書の中に御説明がございませんでしたので、一応私のほうで議員としても情報を共有したいと思いますので、監査委員の立場からもございますけれども、質問させていただきます。総額でございますけれども、委託料の中でですね、ページ３５ページの総

務課分からページ１１３ページの教育委員会分までの中で、委託料で約４００万ぐらいのエネルギーのプロバイダー委託が出ております。これにつきまして質問したいと思います。これにつきましては、電力の自由化から選べるようになっておりますので、これについての業者が何業者指定してあるのか。それについてまずお尋ねしたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、エネルギーサービスプロバイダーにつきましての御質問ですが、新電力、電力の自由化ということで、当町でも本町でも導入をしているところでございます。新電力の相手方といたしましては1社でお願いしているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　１社のほうに契約してあるようでございます。それで、私たちも電力料金につきましてはいっぱいこう施設をかかえてございますので、それに対する取り組みの中で、電力料金がそれを導入することによって、どのくらいこう効果が出たのかということを、総務課、教育委員会のほうでわかっておれば、御提示願いたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　総務課長。

●総務課長（土肥　克也君）　はい、まずは総務課の分で御説明させていただきます。本庁舎で管理しております、総務課で管理しております本庁舎及び総合福祉センター分、新電力を導入しております。これにつきましては、年度を前年度、平成２８年度と比較いたしまして、電力の削減、電気料の削減が１８１万１６３円出ております。ただし、このエネルギーサービスプロバイダー委託契約しておりますので、委託料が６３万5，０４０円かかっております。この委託料を差し引きまして、実質のメリットといいますか削減額が１１７万5，１２３円と算定しているところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい。それでは、教育課で管理している施設について御説明いたします。資料を作ってきておりますのでそれをごらんいただきたいと思います。上の表につきましては、電力、電気料金のみの比較となりますので下のほうの、先ほどありました委託料も含めたところのですね、削減額を見ていただきたいと思います。まず上小学校見ていただきますと、２８年度の電気料が２０３万3，０００円ほど、それから２９年度の電気料をお支払いした電気料が１４６万7，０００円、委託料につきましては１９万4，４００円を支払っております。ですので、２８年度との比較をいたしますと約３７万円、３７万1，０００円ほどの減額ができているということになります。で、町内小・中学校の合計がトータルで２３６万6，０００円ほど、それから、教育委員会が管理しております文化ホール、せきれい館、生涯学習センターそれから給食センターあわせまして３２８万5，０００円ほど、合計いたしまして、５６５万2，６３５円の削減額ができているという状況でございました。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　森岡議員。

○議員（７番　森岡　勉君）　はい、ありがとうございました。これを導入することによってですね、こういった効果が出ております。我々も含めて最大の目的は、最小の経費で最大の効果を出すということでございますので、ぜひともこういった取り組み方につきましてはですね、前向きにどんどん進めてもらいたいと思います。町長のほうから御回答があれば。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、今ですね、７番議員で総務課と教育課のほうで説明していただきました。それぞれの効果が相当出てるということで、私も電気系の技術者をやってきておりましてですね、思ったより削減効果出てるなっていうのは正直な感想です。やっぱりこういったですね、電力の管理をしていただくと

ころでですね、こういう削減出てきてますので、ほかに残ってるので施設ですねまだ効果あるところについては今後も継続してですね、さらに進めていきたいと思っております。

◎議長（山口　和幸君）　ほかにございますか。ありますね。じゃ、ここで休憩いたします。午後は１時３０分に再開いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時３０分

◎議長（山口　和幸君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１４番　溝口　峰男君）　はい。はい、今日じゅうに全部終わらんといかんということですから、質問事項を絞り込みました。教育長にお尋ねしますが、体育とスポーツの違い、そのあたりを学校教育の中でどのように教えて現場においては教えておられますか。それが１点と、林業の教育、これは補助金は農林振興課で出してますけれども、授業するのは、教育委員会ですけれども、緑の少年団、まずはどのような教育の中で、林業に対する教育をされているのかということですが、学校等ではインターンシップですね職場体験等がされておりますですね。中学校もそうですが。高校はもう当然です。で、一般質問でも話しましたけど、やっぱり林業の後継者というのが非常に少なくなって今後危ぶまれます。その林業をですね私はあこがれの職業に位置づけられるようにですね、これはやっぱり子供のころからそういう教えというのは、大事なことだろうと思うんですね。座学だけではなかなかそれ取得できない部分があるんですけれども、そのまずは２点をですね、お伺いしたいんですが。

◎議長（山口　和幸君）　教育長。

●教育長（米良　隆夫君）　はい。それでは、まずは１点目の、体育とスポーツということでございますが、体育はあくまでも、体を育む教育活動というふうにとらえてもいいかなというふうに思っております。学習指導要領の中ではいろんな領域がございますが、やはり、いろんな活動を通して健康、あるいは体力の向上を図っていくと。その中にやはり、お互いのそれぞれの頑張りを認め合うとか、そういうこう道徳的な価値感も含めたところの教育活動が体育の授業といいましょうか、そのようにとらえてもいいかなというふうに思っております。とスポーツにつきましては、やはりこれはもう競技というふうな、視点でとらえてもいいかなと思っております。それぞれ本人が有するいろいろな特技がございますので、それを伸ばすといいましょうか、得意とする種目を伸ばしていくっていうのがやはりこうスポーツというふうにとらえてもいいのかなというふうに思っておりますが、しかしやっぱりスポーツをする上での根底は、やはり私は体育活動が根底にあるというふうに思っております。教育活動等につきましては、やはり、体作りとそれから心の面の教育活動といいましょうか、そういうものをやはり体育活動の中では、やっぱりこう推進して行っておりますので、それがやっぱりスポーツ活動の中には根底になければいけないというふうに私は思っております。それから２点目でございますが、林業に関する学校での授業等につきましては、社会科の中では確かに小学校の３年生か４年生の中でもあったかなというふうに思っておりますが、中学校の中の、職場体験学習におきましては、やはりそういう林業関係のところに行きまして、そして学習をするというような活動は展開しております。そしてある学校におきましては、緑の少年団等も存在してるところがありますので、そういう活動を通して、自然に対する畏敬の念を学習していくというような領域もございます。以上でございますが、ようございますでしょうか。

◎議長（山口　和幸君）　溝口議員。

○議員（１４番　溝口　峰男君）　はい、体育とスポーツの違いはおのずから違うわけですね。私は思ってる

んですよ。知、徳、体、それを教えるのが今先生の言われたように、学校での体育の授業だと思うんですけれども、スポーツはこれは今度から部活ができなくなるんですがなくなりますが、もう社会の人達に任せるという形にもなっていくんですが、一般の人たちからするとそこの違いがわからない部分があって、非常に戸惑いがあるんじゃないのかなと思うのは、一方あさぎりにも体育協会というのがあるんですけれども、中身はスポーツですよね。スポーツ推進をやってるのが体育協会ですけれども、日本にも文化、もといスポーツ庁がオリンピックを目前にしてでき上がりましたが、私はあさぎりの体育協会のあり方っていうのが今のままでいいのかなっても考えるんですけれども、十分そのスポーツ精神にのった体育協会の活動体育協会というもともと体育協会っていうのが果たしてなじむのかと思っておるんですけれども、そのあたりをどのように認識されているのかということが１点と、林業の問題ですが、私はぜひですね、ちょっと来年度に向けて考えていただきたいのがあるんですが。森林環境税が来年から導入されますが、やはりあのその税を使ってですね、できれば私は学校教育の中で、林業学ぶといいますかね。実演を含めた形での勉強。そういったことをぜひ取り入れてやっていただきたいと思うんですね。現実に今球磨中央森林組合でも、学校に向けてそういう事業を展開してます。ですから一緒になってですね、できれば私はそういうふうな形で、あさぎり町の子供がそういった林業に仕事に就きたい。そういうあこがれの職業につきたいということになって、そして南稜の林業科を卒業して今度は、五木に林業大学ができますが、そういった形で行ってですね学んで、あさぎり町で林業の仕事についてくれれば、これにこしたことはないんですけれども、それにはまだまだ私は、教育現場においての林業に対する仕掛けといいますかね、そういうものが足らないような感じがいたしておりますけど、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（山口　和幸君）　教育長。

●教育長（米良　隆夫君）　まず、今の件でございますが、確かに現状としますと、なかなかこう林業に関する学習っていうのが、深めるのがなかなかこうできないっていうのが現状ですけども、しかし、やっぱりそういう森林の持つ素晴らしさということはやはり教えていかなければいけないかなあというふうに思っております。これにつきましてはまた、いろいろ、私たちもこう考えていきたいというふうに思っております。やはりこう先ほども言いましたように、やっぱり自然のすばらしさというものを、やっぱり子供たちが体感できるような、学習活動というものも展開していくことが大事かなというふうに思っておりますので、そこはまた検討していきたいというふうに思っております。それから、先ほど言われました競技スポーツと体育協会の関係でございますが、やはりスポーツというのは非常に私たちの心を感動をさせるというような領域もありますので、そういうものを大切にしながら、やはりスポーツに親しむ人たちの気持ちもやっぱり大事にしていかなければいけないというふうに思っております。やっぱり、私も教育長として、一人一人が輝く教育活動というものを展開したいというふうに思っておりますので、やっぱりスポーツを通して、一人一人が輝くような取り組みをやっぱりやっていくことが大事かなというふうに思っております。確かに勝敗というものは大事ではございますが、しかし、やはり一つ一つの競技に向かって純粋に競技に取り組むという心を大事にした体育協会のあり方っていうのも、今後大事なことの一つではないかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（山口　和幸君）　溝口議員。

○議員（１４番　溝口　峰男君）　はい。もう１点、農林振興課にお尋ねしますが、先ほど、これ豊永議員の関係で資料が出てきておりましたけれども鳥獣関係の後継者といいますかね、なかなか増えていかない部分がありますが、これも一つには、やっぱり、毎年の更新といいますかね。毎年毎年申請してやっていかにゃいかんわけですが、この辺も非常に経費が高くついてますね。そういうのも影響してるんじゃないのかなと思うわけですよ。それともう１点確認したいんですが、それぞれが、免許を取っても、これ罠にしろ鉄砲に

してもそれぞれの設備投資と言いますかね、投資をせんとこれは免許だけとったって何もならんとですが、それに対しては、当初の免許を取る時は補助がありますけども、後ですよね。罠にしてもこれはもう５，０００円以上、今はもう掘り罠で金が要るような時代に入ってきましたが、私どもが始めた頃は金も要らん罠でしたが、そういうことで非常に取れ取れと言いながらも、後々お金がずっといっていく状況ですが、それについてはどのようにお考えですか。ある自治体ではくくり罠だったり、箱罠であったり、いろんなものに対しては、補助をあげて応援してる部分もありますが、現実と、今後、後継者といいますかね、狩猟者を増やさんとこれはもう被害が拡大するばかりですから、そのあたりを何か策があるんだったらお知らせいただきたいんですが。

◎議長（山口　和幸君）　農林振興課長。

●農業振興課長（甲斐　真也君）　はい、ただいま鳥獣害、鳥獣被害対策関係につきましての質問ですけれども、現在捕獲隊が五つありますけれども、隊長さん方との協議も年に数回行わせていただいているところです。その中でもいろいろと協議いただくんですけれども、やはり免許の取得とか、設備関係につきましても、話はたまには出てきます。で、現在は免許関係の支援をしているところですけれども、そういったところもですね、今後話をしながら、どういった支援ができるかというところも詰めさせていただいてですね、また隊長さん方から隊員の方々に対してもですね、周知ができるようにはしたいと思いますけれども、まず現在、協議会がつくってありますので、そういった中でも、町の支援が今５０万円ということで、以前は１００万円ほどをいただいていたところなんですけどもちょっと縮小しておりますので、その辺も考えながらですね、今後設備投資に対する捕獲隊員の方々の支援なども考えていく形に行かなければならないというふうに思っておりますので、その辺も今後協議をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。皆越議員。

○委員（１０番　皆越　てる子さん）　１０番、皆越です。教育課長にお伺いいたします。諸般の報告の中にですね、教育行政報告があります。その中に年間を通してですね、社会教育の行事の中で、中学生の吹奏楽部がオープニングを飾ってもらったとか、小学生が参加していただいたという記事を見、私たちもそこに出席し、元気をもらった次第でございます。またヘルシーランドのリニューアルオープンのときもですね参加していただき大盛況ではなかったかと思います。お尋ねですが、一般の団体がですね、例えば須恵の文化ホール、せきれい館において行事をする際にですね、中学生の中学校の吹奏楽部を呼びたいっていうような町民の要望がある場合はですね、その申請をですね、どうやってしたらいいかわからないというような町民の方の意見がございました。で、電話ででしたけども、教育課に電話したら、教育課は中学校のほうに電話してくださいまた中学校に電話したら、教育課のほうを通じてくださいというようなどこにしたらいいかなというようなは町民の不安でもありましたので、その申請においてのですね、その手準といいますか行程をですねお示しいただくと、町民の方も中学校の申請をするのにですね手際よくできるかなと思いましたので、その方法についてお伺いいたしたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい、吹奏楽部等の出演の依頼ということですけれども、基本的にはさまざまな団体からの要請についてはですね、教育委員会のほうからこういう要請がありましたのでということで中学校にお伝えすることは今まではしておりません。ほとんどそういう問い合わせがあったときには、直接中学校のスケジュール等々がございますので、直接学校のほうへお尋ねいただいて、その出演が可能かどうかというのは確認をしていただきいただいてるところでございます。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　皆越議員。

○委員（１０番　皆越　てる子さん）　わかりました。そこ辺のところがですね、はっきりしないとやはり町

民の方もどこにしていいかわからないというようなことで、私断られたっていうようなことでございましたので、やはり伺いですので、やはり書面をもってお伺いしたがいいかなあというようなことも私考えましたので、やはり団体のですね、長がやはり書面をもって申請するのが、本当じゃないかなということも考えましたのでその辺のところをお伺いしたしました。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚宏君）　はい、正式に依頼をされる場合はですね、書面という部分もあろうかと思いますけれども、まずはその吹奏楽、各部のですね、スケジュール等確認をするために、まずはお電話でお尋ねしていただく分については、そうしていただいたほうがいいかなというふうに思っております。

◎議長（山口　和幸君）　ほかに。ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（１４番　溝口　峰男君）　１点だけもう１回確認しておりますが、一般質問のときに副町長に資料を出しときましたが、文化財のですね、整備に関してですが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に、これに私は、今町長が健康と幸福の町づくりで、幸福駅とそして薬師さんをつないでというようなお話。私は薬師さんの整備も今検討されてるって、道路ですよね。そういった話も聞きまして、麓周辺の問題もあるんですが、私はこの法律で事業計画が採択されないものなのかなと思ってですね。これをされると私はある面いろんなお金が引き出して、町の持ち出しも少なくてこの今推進されている事業がもっと前に進むんじゃないのかなっていう思いがしますし、ましてや今いろんな形の中で文化財の保護修理とかっていう話がありますが、そういったこともこれでできるんですよね。この採択うければ。ですから私はぜひですね、まだ日にちが資料出してから、少ないんで検討されたかどうかわかりませんけれども、いかがでしたか、のるようなことではなかったですか。副町長。

◎議長（山口　和幸君）　副町長。

●副町長（小松　英一君）　はい。スピーディーに対応したいというふうに私も思っておりますが、あれは文科省だったですかね。所管官庁ですね。まだまだこちらとしても確認をする内容が多々あるように私は見受けました。まだ課長会等には諮っておりませんし、課のほうに具体的に指示をしておろすというところまで至っておりません。ただあれ全体見ますと非常に大きなっていうかですね、枠組みの中で、町が基本計画に基づいた整備を整えるというふうなニュアンスなのかなというふうに感じました。となれば、やはりあの私たちもそれなりの準備とそれから調査を踏まえて、どのようにこの事業に対応できるのか。もう少し時間をいただいて、勉強をさせていただければというふうに思って私自身、確認をさせていただいたところでございます。

◎議長（山口　和幸君）　溝口議員。

○議員（１４番　溝口　峰男君）　文化財の問題については私も頭を痛めて総務課長にも相談しましたが、やはりあの裁判の判例が出てるんで、なかなか難しいというような回答をいただいておりまして、しかしながら何とかこれはせんとですね、もうこれはもう維持できない状況になってきてるもんですから、いろんな情報収集していただいてですよ、その法律のぎりぎりの線でですよ、いろんな形でそういう修復やら、できるようなことをちょっと知恵絞っていただくように、これはもうお願いしときます。町長、本当に重要な案件ですので、よろしくお願いしときます。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、本当に何度もですね、いろんな議員の方から、文化財等の文化財、あるいは神社仏閣含めてですね、どう守っていくかということをだいぶ言っていただいてます。おっしゃるとおりですね、本当にこの何百年とですね続いた日本文化の源にある部分のところでありますのでですね、ここはしっかりと、今言われましたように、ぎりぎりにですね、どこまでやれるのかやれないのかお含めてですね、

検討してみたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　ほかにありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第１号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第１号は認定することに決定しました。

日程第２　認定第２号

◎議長（山口　和幸君）　日程第２、認定第２号、平成２９年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。健康推進課長。

●健康推進課長（松本　良一君）　はい。健康推進課所管分につきまして、１４番議員のほうからですね、国民健康保険の外国人の被保険者の加入状況等につきまして御質問がありましたので、お答えいたしますけれども、平成２９年度末でですね、３８名の方が御加入いただいております。それから、高額療養費の支給状況でございますけれども、外国人の方への高額療養費の支給はここ３年間はございませんでした。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第２号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第２号は認定することに決定しました。

日程第３　認定第３号

◎議長（山口　和幸君）　日程第３、認定第３号、平成２９年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第３号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。

日程第４　認定第４号

◎議長（山口　和幸君）　日程第４、認定第４号、平成２９年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第４号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第４号は認定することに決定しました。

日程第５　認定第５号

◎議長（山口　和幸君）　日程第５、認定第５号、平成２９年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第５号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第５号は認定することに決定しました。

日程第６　認定第６号

◎議長（山口　和幸君）　日程第６、認定第６号、平成２９年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第６号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第６号は認定することに決定しました。

日程第７　議案第７号

◎議長（山口　和幸君）　日程第７、認定第７号、平成２９年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第７号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第７号は認定することに決定しました。

日程第８　認定第８号

◎議長（山口　和幸君）　日程第８、認定第８号、平成２９年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。

◎議長（山口　和幸君）　これから認定第８号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、認定第８号は認定することに決定しました。

日程第９　報告第１３号～日程第１０　報告第１４号

◎議長（山口　和幸君）　日程第９、報告第１３号、平成２９年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第１０、報告第１４号、平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲　一典君）　報告第１３号、平成２９年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、平成２９年度決算に基づく健全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり提出します。報告第１４号、平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率を、あさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口　和幸君）　企画財政課長。

●企画財政課長（片山　守君）　それでは、報告第１３号、報告第１４号について報告をいたします。まず、報告第１３号、平成２９年度決算に基づく健全化判断比率の報告です。資料がわかりやすいと思われますので、審査意見書の下段の表で説明をいたします。最初に、１番最下段の表でございます。最初に実質赤字比率です。これは一般会計等を対象としました実質赤字の比率をあらわすものでございますが、計算方法としましては、歳入総額から歳出総額を引いてそれから翌年度繰越額を引いたもの、これが実質収支となりますが、この実質収支の標準財政規模に対する比率となります。国で定められた早期健全化基準というのがございまして、本町は１４．２６％となっておりますが、本町は赤字ではありませんのでここには数字が上がってきておりません。次に、連結実質赤字比率ですけれども、これは全会計を対象としたところで、実質赤字額または資金の不足額、これが標準財政規模に対してどれだけを占めているかというものをあらわしており

ます。この早期健全化基準は１９．２６％となっておりますが、本町におきましては赤字がありませんので、ここにも数字は上がってきていないところでございます。それから、実質公債比率でございます。これは一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございまして、早期健全化基準としましては２５％となっております。本町は８．８％でございまして、基準内に入っておるところでございます。それから将来負担比率でございます。早期健全化基準が市町村の場合は３５０％と決められておりまして、将来負担額が標準財政規模に占める割合を示す数字でございます。本年度は本町の場合、将来負担から充当可能財源を差し引いた額がマイナス、つまり充当可能財源のほうが多いということになりましたので、数字が上がってきてないというところになったところでございます。それから、続きまして報告第１４号、平成２９年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、こちらについても審査意見書の下段の表で説明をいたします。資金不足比率の下段の表でございます。公営企業の資金不足比率でございますが、経営健全化基準というものがありまして、２０％の範囲内に入っているかどうかというものを見ております。本町の対象事業としましては、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計でございますが、本町の場合は、いずれも黒字でございまして赤字が出ておりませんので、ここには数字が上がってきていないところでございます。以上、報告第１３号、報告第１４号についての報告を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで報告第１３号及び１４号を終わります。

日程第１１　報告第１５号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１１、報告第１５号、平成２９年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲　一典君）　報告第１５号、平成２９年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について。地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、平成２９年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について、別紙のとおり提出いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口　和幸君）　商工観光課長。

●商工観光課長（北口　俊朗君）　それでは、貸借対照表と損益計算書をもって説明いたします。４ページの貸借対照表です。まず資産の部ですが、１、流動資産１，４７８万８，５１８円、詳細は以下のとおりです。２番、固定資産２２３万１，７７９円、詳細につきましては以下のとおりです。資産の部合計が１，７０２万２９７円。次に負債の部です。負債の部の１番、流動負債です。７６３万２，４２９円。詳細については、以下のとおりです。負債の部の合計が、７６３万２，４２９円です。次に純資産の部です。資本金９００万から利益剰余金もプラス、３８万７，８６８円。この利益剰余金につきましては、平成２９年の当期純利益８１万２，３０１円より、平成２８年の繰越利益剰余金４２万４，４３３円を差し引いた金額が３８万７，８６８円となります。純資産の部の合計が９３８万７，８６８円となります。負債純資産の部の合計が、１，７０２万２９７円となります。次に、損益計算書を説明いたします。１番右の欄を説明いたします。売上高が４，８８０万５，００４円です。平成２８年と比較いたしますと、マイナスの２７８万６，５７２円です。売上原価が３，６９７万２，３３４円です。平成２８年比較しますと、４１８万５，７９３円の減です。差し引きの売上総利益が１，１８３万２，６７０円となります。これを平成２８年比較いたしますと、１３９万９，２２１円の増となります。次に、販売費及び一般管理費が３，５１０万８，９９０円で、売上総利益を差し引きますと２，３２７万６，３２０円が営業損失ということになります。営業外収入につきましては、町の補助金、委託料、利息などが雑収入として上げられます。２，４５２万１２１円です。営業外費用が７万８００

円です。以上、経常利益が１１７万３，００１円となります。税引き前の当期純利益が１１７万３，００１円。そして、法人税住民税及び事業税を３６万７００円を引きますと、当期純利益が８１万２，３０１円となります。以上、決算報告いたしますが、昨日書類不備で大変御迷惑をおかけいたしましたが、部門別の分析表につきましては、このタブレットのほうに掲載しておりますのでごらんいただければと思います。以上で報告を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。徳永議員。

○議員（１５番　徳永　正道君）　このことにつきましては、先の一括審議でいろいろと意見が出ておりましたけれども、要するにこのことにつきましてはですね、議員のほとんどはやっぱり存続ということについては異存はないんだろうと察します。やはり、存続していく上にはですね、その役割の充実性を求めているんではないかというふうに思います。取締役においても、そこに視点を置いてですね、今後の運営に努めていただきたいという意味で、代表取締役としての今後の取り組みの意気込みを、町長にお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　はい、私のほうがふるさと振興社の代表取締役ということでございますので、今の件に対しまして説明をいたします。今回ですね、本日の会議あるいは全協等々でですね、皆様方からいろいろと意見、アドバイスをいただいたところでございます。今、１５番議員から話ありましたとおりですね、取締役としても数名の方がいらっしゃいますので、今回いろいろと御意見いただいた内容につきましては、この９月の議会が終わりました後ですね、役員会を開いて、しっかりと意見協議しましてですね、今後の振興社のさらなる町の期待にこたえる取り組みの方向性をですね、明確にして、進めるための議論をしてまいりたいと思います。その内容については、折を見て議会のほうにも報告をして進めたいと思っております。以上でございます。

◎議長（山口　和幸君）　徳永議員。

○議員（１５番　徳永　正道君）　はい、先般ですね、１人の取締役の方とお話をする機会がありました。振興社のことに関してもですね、思いを熱く語られておりました。その方も農産物等をですね振興社を通して販売しており、振興社の存在は大きいということでありました。今後も取締役の１人としてしっかり運営に取り組んでいく気持ちをですね、切に語っておられました。若いこのような農業者のですね、生産者のですね、声にしっかりと耳を傾けていただいて、存続に向けての努力をしてもらいたいということを要望いたします。終わります。

◎議長（山口　和幸君）　町長。

●町長（愛甲　一典君）　ありがとうございます。一般質問のほうでもいろいろと意見いただいたところでありますが、本当にあの皆様の言われるようにですね、振興社が存続できるようにしっかりとですね、私たちもふるさと振興社のいろんな役員の方、それから役職とともにですね、もう一度しっかりと確認しながらですね、進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　ほかにございませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで報告第１５号を終わります。

日程第１２　報告第１６号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１２、報告第１６号、権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲　一典君）　報告第１６号、権利の放棄について。次のとおり権利を放棄したいので報告します。

提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例第８条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口　和幸君）　上下水道課長。

●上下水道課長（深水　光伸君）　はい、説明をさせていただきます。権利の内容としましては、水道料金の債権でございます。放棄の債権額等につきましては、件数が１件、個人１件でございます。債権額は６，４９６円。放棄の理由としましては、あさぎり町債権管理条例第７条第１項第１号に該当します当該者死亡による相続人相続放棄により、債権回収が著しく困難、不能であるためでございます。放棄の時期としましては、各案件放棄決裁の日となっておりますが、平成３０年３月３０日に決裁を受けております。以上説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口　和幸君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで報告第１６号を終わります。

日程第１３　報告第１７号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１３、報告第１７号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲　一典君）　報告第１７号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口　和幸君）　建設課長。

●建設課長（大薮　哲夫君）　それでは、報告第１７号につきまして御報告させていただきます。２ページ目をお願いいたします。専決第１１号、専決処分の根拠につきましては、省略させていただきます。資料の中ほどでございますが、和解及びその損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとする。１、相手方はここに記載のとおりの方でございます。以降につきましては、３ページの説明資料により御説明いたします。１、公の施設の具体的な箇所でございますが、上地区の町道神殿原農校線でございます。２、事故の発生状況でございますが、平成３０年７月４日午後７時２０分ごろ、あさぎり町上北地内の町道で、相手方の運転するトラックが荷物配送のため右側に寄った際に、側溝の上に乗りグレーチングがはね上がり、相手方車両の荷室後方を破損させたものでございます。３、事故の原因でございますが、側溝のグレーチング設置面がもろくなり一部が浮いた状態になっていたためでございます。４、事故の損害額、相手方車両修理額７万２００円です。５、事故の責任割合、町が１００％でございます。６、損害賠償額、７万２００円。７、損害賠償金の補てん、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。８、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談の成立は８月２４日に成立いたしております。９、町の対策、早急に周辺付近の側溝を点検し、グレーチングの設置面の生成とグレーチングの交換を行い、再発防止の修繕を行いました。以上報告を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで報告第１７号を終わります。これで１０分間休憩いたします。

休憩　午後２時１９分

再開　午後２時３０分

◎議長（山口　和幸君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第１４　議案第２４号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１４、議案第２４号、平成３０年度あさぎり町一般会計補正予算第７号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲　一典君）　議案第２４号、平成３０年度あさぎり町一般会計補正予算第７号について提案いたします。平成３０年度あさぎり町の一般会計補正予算第７号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３３万1，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０６億8，５８１万3，０００円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口　和幸君）　企画財政課長。

●企画財政課長（片山　守君）　それでは、あさぎり町一般会計補正予算第７号について説明をいたします。予算書の３ページです。第１条第２項から朗読させていただきます。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。今回の補正予算は、雷対策等今後早急に執行する必要があるものを計上したものでございます。次、８ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段の目１地方交付税です。今回の補正予算の財源として、普通交付税を充当したものでございます。次のページです。歳出でございますが、最上段、目８電子計算費でございます。去る９月２日日曜日に役場本庁舎付近で落雷が発生いたしまして、また庁内ネットワークのメインスイッチが故障いたしました。現行の機器は予備費等により修繕いたしておりますが、まだまだ落雷の危険がありますので、修繕料を６８万1，０００円お願いするものでございます。また備品購入費につきましては、今回の修理が今年２回目となります。合併して今までは、こういった落雷による故障が頻発することはなかったんですけれども、２度目となりますので、何らかの対策の必要があると考えます。今までもこのメインスイッチにつながる電源ケーブルに対する雷の対策は行っていたところですが、今回メインスイッチに関係するランケーブルに対しても、アースを取りつける雷対策をするものでございます。企画財政課分は以上です。

◎議長（山口　和幸君）　建設課長。

●建設課長（大薮　哲夫君）　はい。では建設課所管の補正予算について御説明申し上げます。同じく９ページ目でございます。歳出でございます。上から２枠目の目１６農地費、節１９負担金補助及び交付金１１４万8，０００円です。百太郎溝土地改良区が用水施設の改修、補修を行うストックマネジメント事業に係る町の負担金の増額をお願いするものです。今年度施工箇所に接する来年度施工の予定箇所において、百太郎溝に民家が隣接する区間があり、今年の６月の豪雨で百太郎溝の越水により浸水被害が発生しました。その箇所のブロック積みに緩みやはらみがあるため、今後の雨による増水で崩れる可能性があるため、約１３０メートルほどを追加して工事を行うものです。またこの事業は、現状の施設の改修、補修が対象であるため、越水対策のかさ上げ等はできないとのことでございました。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　教育課長。

●教育課長（木下　尚弘君）　はい。続きまして教育課所管分について説明申し上げます。同じく９ページになります。３枠目、目１学校管理費、節１５工事請負費でございますが、免田小学校の消火栓ポンプの修繕

工事でございます。毎年実施しております消防設備点検、その調査結果におきまして校舎東側に設置しております消火栓ポンプの故障が報告されております。今回の故障によりまして屋内消火栓が使用不能となっておりますので、補正をお願いするものでございます。消火栓の指導制御盤とモーターの交換が主な工事内容となります。なお、設置しましてから２０年を超えておりますが、機器等の法的な交換時期というのは示されておりません。以上で教育課所管の説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

◎議長（山口　和幸君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　これから議案第２４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって議案第２４号は原案のとおり可決されました。

日程第１５　要望第４号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１５、要望第４号、百太郎溝沿線通学路の拡幅改善要望書についてを議題とします。本件は、平成２８年１２月定例日において建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。小出建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長（小出　高明君）　平成３０年9月１４日、あさぎり町議会議長、山口和幸様。建設経済常任委員会委員長、小出高明。要望書審査報告書。本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９１条の規定により報告いたします。付託年月日、平成２８年１２月６日。件名、百太郎溝沿線通学路拡幅改善要望書。審査の結果、採択。審査の経緯について御報告いたします。委員会といたしましては、現地調査を行い、道路の危険性を認め、建設課から現状報告を求め協議を重ねてきたところです。審査を進める中で、一部土地所有者の方が県外に転出されており、審査に時間を要したところですが、その後、土地管理者が特定されたため、建設経済常任委員会では拡幅改善等の事業推進に向けた交渉が可能であると判断し採択したものです。以上、報告いたします。

◎議長（山口　和幸君）　委員長の報告は終わりました。これから、委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　これから本要望書について採決します。この要望書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって、要望第４号は採択することに決定しました。

日程第１６　要望第１号

◎議長（山口　和幸君）　日程第１６、要望第１号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定

及び固定資産税の特例措置に関する要望についてを議題とします。本件は、平成３０年６月定例日において建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。小出建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長（小出　高明君）　平成３０年９月１４日、あさぎり町議会議長、山口和幸様。建設経済常任委員会委員長、小出高明。要望書審査報告書。本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９１条の規定により報告いたします。付託年月日、平成３０年６月１２日。件名、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望書。審査の結果、採択。審査の経緯について御報告いたします。委員会では、本件所管課の商工観光課に対し導入促進基本計画の策定等について現状報告を求めたところです。報告では、導入促進基本計画については、町としては策定を終えていること。固定資産税の特例率の条例については、税条例の一部改正条例が既に制定済みであることが報告されました。よって、建設経済常任委員会としては、要望の条件を満たすとして判断し、本件について採択したものです。以上、報告いたします。

◎議長（山口　和幸君）　委員長の報告が終わりました。これから、委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口　和幸君）　これから、今要望書についてを採決します。この要望書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口　和幸君）　起立多数です。したがって要望第１号は採択することに決定しました。

◎議長（山口　和幸君）　お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口　和幸君）　異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口　和幸君）　これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成３０年度あさぎり町議会第５回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林　弘幸君）　起立願います。礼、お疲れ様でした。

午後2時４４分　　閉　会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　山　口　和　幸

署名議員　　久保田　久　男

署名議員　　溝　口　峰　男